

外来対応医療機関設備整備費補助金（令和5年度下半期分）について
（令和5年8月14日以前に外来対応医療機関として指定を受けた医療機関）

1. 補助対象品目

個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドに限る。）

2. 補助対象範囲

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの納品分の内、新型コロナウイルス感染症入院患者数に基づき設定される「段階」が1以上の期間における使用に伴い発生する経費に限る。

3. 留意事項

- 令和5年10月1日から令和6年1月23日までは「段階」が0であるため、当該期間における納品・使用分は補助対象外となります。
- 現在判明している「段階」が1以上の期間は少なくとも令和6年1月24日から2月6日までですが、今後の感染状況に基づき期間が延長、あるいは段階が0に引下げ後に再度、段階が1に引き上げられた際は当該期間が補助対象期間となります。
- 消毒経費への支援については、この度の国要綱改正に伴い廃止されました。
- 個人防護具以外の品目（空気清浄機、パーテーション、簡易ベッド、簡易診療室）については、リース料を含め補助対象外となります。

外来対応医療機関設備整備費補助金（令和5年度下半期分）について
（令和5年8月15日以降に外来対応医療機関として指定を受けた医療機関）

1. 補助対象品目

- ・ HEPA フィルター式空気清浄機
- ・ HEPA フィルター式パーテーション
- ・ 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドに限る。）
- ・ 簡易ベッド
- ・ 簡易診療室

2. 補助対象範囲

（1）個人防護具

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの納品分の内、新型コロナウイルス感染症入院患者数に基づき設定される「段階」が1以上の期間における使用に伴い発生する経費に限る。

（2）個人防護具以外

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの納品分

3. 留意事項

- 個人防護具について、令和5年10月1日から令和6年1月23日までは「段階」が0であるため、当該期間における納品・使用分は補助対象外となります。
- 現在判明している「段階」が1以上の期間は少なくとも令和6年1月24日から2月6日までですが、今後の感染状況に基づき期間が延長、あるいは段階が0に引下げ後に再度、段階が1に引き上げられた際は当該期間が補助対象期間となります。
- 消毒経費への支援については、この度の国要綱改正に伴い廃止されました。

外来対応医療機関確保事業費補助金（令和5年度下半期分）について
（令和5年3月10日以降に指定を受けた外来対応医療機関）

1. 補助対象品目

- ・ 患者案内のための看板設置料
- ・ ホームページ改修費
- ・ 換気扇設置のための修繕費
- ・ 医療機器購入費
- ・ 非接触サーモグラフィカメラの購入費

2. 補助対象範囲・要件・補助対象期間

以下の品目の整備に係る経費に対し、50万円を上限として補助を行う。

令和5年3月10日から令和6年3月31日の期間内かつ、品目ごとに定められた補助対象期間内に納品・整備された品目を補助対象とする。

(1) 患者案内のための看板設置料、ホームページ改修費

- ・ 県が定める標準仕様書に準拠していること。
- ・ 令和5年7月11日以前に外来対応医療機関として指定を受けた医療機関については、令和5年10月10日までの納品整備分が補助対象
- ・ 令和5年7月12日以降に外来対応医療機関として指定を受けた医療機関については、指定後90日までの納品整備分が補助対象

(2) 換気扇設置のための修繕費

- ・ 20万円未満の軽微な修繕であり、建物等の恒久的な資産価値を増加させるものではないこと。（新設、高規格品への取換は補助対象外）
- ・ 診療スペースに係る費用のみが対象であり、原則、1カ所分に限ること。
- ・ 外来対応医療機関指定日の30日前から90日後までの整備分が補助対象

(3) 医療機器購入費

- ・ 原則、パルスオキシメーターに限ることとし、外来応需規模に基づき必要最小限度の台数とし、1台あたり3万円を上限とする。
- ・ その他の品目については既存設備をもって対応することができず、かつコロナ疑い患者の一般的外来対応において必要不可欠であると認められるものに限る。
- ・ 外来対応医療機関指定日の30日前から90日後までの整備分が補助対象

(4) 非接触サーモグラフィカメラの購入費

- ・ 1医療機関あたり1台、1台あたり3万円を上限とする。
- ・ 検温・消毒機能付きであり、カメラ機能の有無は問わない。
- ・ 外来対応医療機関指定日の30日前から90日後までの整備分が補助対象

入院医療機関設備整備費補助金（令和5年度下半期分）について
令和5年8月14日以前に新型コロナウイルス感染症患者の入院
受入実績を有する入院医療機関

1. 補助対象品目

（1）個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドに限る。

（2）個人防護具以外

- ・ 初度設備（消耗品及び備品購入費）
- ・ 簡易陰圧装置
- ・ 簡易ベッド
- ・ 紫外線照射装置
- ・ 人工呼吸器及び付帯する備品
- ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品
- ・ 簡易病室及び付帯する備品
- ・ HEPA フィルター式空気清浄機
- ・ HEPA フィルター式パーテーション

2. 補助対象範囲

（1）個人防護具

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの納品分の内、新型コロナウイルス感染症入院患者数に基づき設定される「段階」が1以上の期間における使用に伴い発生する経費に限る。

（2）個人防護具以外

病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い必要となる設備

3. 留意事項

- 令和5年10月1日から令和6年1月23日までは「段階」が0であるため、当該期間における納品・使用分は補助対象外となります。
- 現在判明している「段階」が1以上の期間は少なくとも令和6年1月24日から2月6日までですが、今後の感染状況に基づき期間が延長、あるいは段階が0に引下げ後に再度、段階が1に引き上げられた際は当該期間が補助対象期間となります。

入院医療機関設備整備費補助金（令和5年度下半期分）について
〔令和5年8月15日以降に新型コロナウイルス感染症患者の入院
受入実績が生じた入院医療機関〕

1. 補助対象品目

(1) 個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドに限る。

(2) 個人防護具以外

- ・ 初度設備（消耗品及び備品購入費）
- ・ 簡易陰圧装置
- ・ 簡易ベッド
- ・ 紫外線照射装置
- ・ 人工呼吸器及び付帯する備品
- ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品
- ・ 簡易病室及び付帯する備品
- ・ HEPA フィルター式空気清浄機
- ・ HEPA フィルター式パーテーション

2. 補助対象範囲

(1) 個人防護具

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの納品分の内、新型コロナウイルス感染症入院患者数に基づき設定される「段階」が1以上の期間における使用に伴い発生する経費に限る。

(2) 個人防護具以外

患者受入状況に基づき想定される受入規模、受入可能な患者特性、既存設備でもって対応することが困難な事情に基づき真に必要なと認める経費

3. 留意事項

- 令和5年10月1日から令和6年1月23日までは「段階」が0であるため、当該期間における納品・使用分は補助対象外となります。
- 現在判明している「段階」が1以上の期間は少なくとも令和6年1月24日から2月6日までですが、今後の感染状況に基づき期間が延長、あるいは段階が0に引下げ後に再度、段階が1に引き上げられた際は当該期間が補助対象期間となります。